

Frente

vol.18

フレンテ

フレンテとはスペイン語で「前向き」という意味です。

2004.9

新たなる一步

十月で十周年を迎えるフレンテみえ。
開館時間も延長、新しい一步を踏み出します。

レポート！ 男女共同参画フォーラム
～みえの男女2004～

文部科学省のチャレンジ支援策

市町村からこんにちは 尾鷲市

学ぼう！ 私たちの年金 女性と年金

Report

男女共同参画フォーラム～みえの男女2004～開催

5月29日(土)、30日(日)の2日間にわたり、男女共同参画フォーラムを開催、県内外より大勢のみなさまにご参加いただきました。

● ● スケジュール ● ●

【1日目】5月29日

- 13時～13時45分：オープニングイベント
- 14時～16時：ワークショップ
- 活動展示 13時～16時

【2日目】5月30日

- 10時～11時30分：分科会
 - 第1分科会「今をいきる」
 - 第2分科会「子どもが育つ」子育てとその支援」
 - 第3分科会「DV被害者への適切な支援」
- 13時～13時10分：あいさつ
- 13時15分～14時30分：基調講演
 - 「年金・税制と男女共同参画」
- 14時40分～15時30分：シンポジウム
 - 「老若男女の未来設計図」
- 活動展示 10時～15時30分

ワークショップ

県内から公募した7グループが、「子育て」「女性と年金」「DV」「まちづくり」「女性の再就職」などのテーマでワークショップを開催しました。

わかりにくい年金問題を寸劇にして勉強するワークや、離婚や女性の老後に焦点をあてて年金を考えるワークについてはフレンテみえ登録団体が主催し、子育ての悩みについて語り合うワークはフレンテみえ自己主張トレーニング受講生が作ったC R グループが主催しました。

活動展示

フレンテみえ登録団体や四日市市女性センター、ジエフリー鈴鹿などが地域での活動報告を展示しました。またフレンテみえのこれまでの10年を振り返るパネル、三重県内の男女共同参画推進状況が一覧できるパネルなどを、エントランスホールと情報コーナーに展示し、来場者にご覧いただきました。

【1日目】

オープニングイベント

多目的ホールでのオープニングイベントでは、映像とダンス(津高校ダンス部ほか)でフレンテみえの今までの10年とこれからの10年を表現しました。フレンテみえは今年10月に十周年を迎えますが、若い世代も多く参加し、節目の年のフォーラムに相応しいオープニングとなりました。



▲オープニングイベント



▲10周年のあゆみ展



▲ワークショップ

フレンテみえからの報告書

第2分科会では村本邦子さん(女性ライフサイクル研究所所長)を講師に迎え、村本さんが行っているカウンセリングから見た「今の子育ての問題点と支援のあるべき姿」などを中心にお話いただきました。平成14年度からフレンテみえで行っている「地域の子育てリーダー養成講座」受講生や、県内の子育て支援センターはじめ、子育てや子育て支援に携わる大勢の参加者で熱気あふれる分科会となりました。

第3分科会では井上摩耶子さん(ウィメンズカウンセリング京都代表)を講師に迎え、三重県男女共同参画ネットワーク会議の構成機関である三重県女性相談所、三重県警察本部、三重県人権センターにも出席いただいて、DV被害者へのカウンセリング役割を中心に、DV被害者への適切な支援や、DV防止法の改正ポイントについて考えました。

基調講演・シンポジウム

高山憲之先生(一橋大学経済研究所教授)を講師にお迎えし、今回の年金改革案を中心に年金・税制からみた男女共同参画についてお話をいただきました。

まず初めに、年金制度が抱える問題が何なのかを明確にしたうえで、政府・与党の年金改革案のポイント(保険料の引き上げ、給付の抑制、国庫負担率引き上げのための増税)についてご説明いただきました。そのうえで高山先生から継続可能な年金制度、多様な生き方や男女共同参画社会にも対応できる制度として「みなし掛金建て(スウェーデン方式)」をご提言いただきました。

シンポジウムでは高山先生とともに園田寿美子さん(フレンテみえ企画・運営サポート)、山本洋さん(大学生)、南川泰子さん(社会保険労務士)が年金問題と男女共同参画について考えました。園田さんからは女性と年金について、山本さんから若者世代の雇用からみた年金問題について鋭い意見が出されました。

年金問題ということもあり、これまでになく男性の参加者も多く、3割に達しました。



▲基調講演（高山憲之さん）



▲シンポジウム



▲第3分科会（井上摩耶子さん）



▲第2分科会（村本邦子さん）



▲活動展示



▲第1分科会（真壁静夫さん）

Challenge

チャレンジしている人や各省庁のチャレンジ支援策を紹介するコーナー。
今回は文部科学省のチャレンジ支援策です。

女性の多様なキャリアを支援するための懇談会

文部科学省では、平成14年11月に「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」を設置し、様々な分野で女性が能力を発揮するための支援のあり方について審議を行ってきました。平成15年10月には、個人が主体的な選択によって仕事、学習、家庭生活、地域活動など多様な役割を果たすことができるよう、主に生涯学習の面からの支援策について、「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告(女性のキャリアと生涯学習の関わりから)を取りまとめました。

多様なキャリアが社会を変える（第2次報告）

女性は、男性よりも出産・子育て・介護等の生活面の影響や社会や組織に存在する男女の固定的役割分担意識の影響を受けやすくなっています。このため、最初から職業選択の幅が狭まっていたり、就業形態もパート就労の割合が著しく高い等、男性と比べて様々な課題を経験することが多くなっています。また、女性は男性と比べて、職業生活におけるキャリアについて十分に考える機会が少ない傾向にあり、職場における教育訓練、キャリアに関する相談等の機会・情報等が不十分であるという指摘もあります。

第2次報告では、このように多様な課題を経験することが多い女性をモデルとして検討していくことが、様々な課題を持つ他の人々のキャリア形成の支援方策についても有効な指針を与えてくれるものと考え、女性のキャリア形成に着目して検討しました。

今の社会では経済的価値と結びついた職業生活のみが「見える価値」として評価されやすく、女性が経験することの多い家庭生活、地域活動、学習等の経済的価値と結びつきにくい活動は「見えない価値」として評価されにくい状況となっています。このため「見えない価値」を含む多様なキャリアを持つ人を後押しす

るには、個人の主体的な学習や活動を支え、その成果を社会で適切に評価し様々な形で活用できるような新しい仕組み、すなわち、生涯学習システムの構築が不可欠であり、そのような観点から、次のような支援策について提言しています。

- ①「見えない価値」を次の活動に繋げていくための学習や活動に関する情報を、個人のニーズに応じて総合的、一元的に提供(ワンストップサービス化)
- ②一人一人のニーズに応じた適切な情報の提供、学習相談や、次の活動への橋渡しをするコーディネーターの育成
- ③次の活動を始めるにあたり不足している知識や技術を獲得するための生涯学習型プログラムの充実
- ④行政、企業、地域、NPO等が連携し、地域のネットワークの中で、様々な学習や活動の成果の評価が広く通用し活用される仕組みを作ること

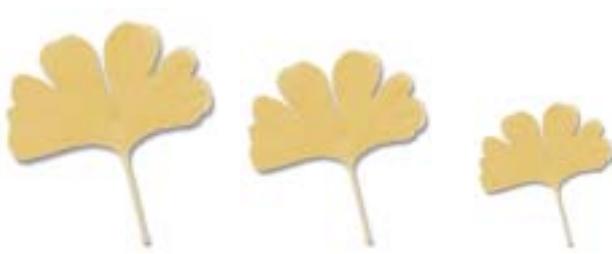
女性のキャリア形成支援プランについて

この報告を踏まえて、文部科学省では今年度から新たに「女性のキャリア形成支援事業」として、女性が学習の成果や様々な経験等を生かして地域社会等で活躍するための支援策について、平成18年度までの3年計画で、実践的な調査研究を行うこととしています。

この事業は、学習と活動をコーディネートする学習活動支援者の養成や、学習の成果を評価し次の活動へと橋渡しする仕組みの在り方等、女性がこれまでの経験を生かして様々な分野で活躍できるようにするための支援策の在り方について調査研究を行うもので、大学や企業、教育委員会、NPO団体等で構成する実行委員会に委託することとしており、事業の成果を全国に広く普及することを目的としています。

今後、こうした第2次報告の提言内容や「女性のキャリア形成支援事業」の成果を踏まえて、地方公共団体、大学、NPO、企業等の関係者にも幅広く理解され、多様なキャリアを支援するための積極的な取組が期待されます。

(文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課)



平成15年の合計特殊出生率が発表されました。『1.29ショック』との報道のように、前年の1.32から大幅に低下し、予想を上回るスピードで少子化が進んでいる数値でした。出産のみならず生き方や働き方など、男女を問わず多様なライフスタイルがある社会に、年金制度はどのように対応しているのでしょうか。「女性と年金」を中心に年金の改正をみてみましょう。

◆これまでの改正では

* 女性の年金権(昭和61年)

基礎年金制度導入(第3号被保険者制度の創設)で、専業主婦も国民年金に加入することになり、年金給付は個人を単位とし、専業主婦も含めた女性の年金権が確立されることとなりました。

* 遺族年金の改善(平成6年)

共働きの増加に対応し、65歳以降、夫婦それぞれの老齢厚生年金の2分の1を併給できる選択肢が追加されました。

* 育児期間への配慮(平成6年、12年改正)

育児休業期間の保険料(被保険者及び事業主負担分)を免除する措置が講じられました。

◆平成16年改正にみる「女性と年金」

今回の女性に関する主な改正点は次の3点です。

- ①遺族年金
- ②離婚時の取り扱い
- ③第3号被保険者の特例届出

①遺族年金制度の見直し(平成19年4月～)

・18歳未満の子のいない、30歳未満の妻に対する

遺族年金は、5年間の有期給付

雇用条件で徐々に男女格差が縮少し就業の機会が増加している若年層の動向を踏まえ、子のいない場合に限り有期給付となります。

・65歳以降の遺族配偶者(妻)に対する年金給付について妻が納めた保険料を年金給付に反映

妻自身の老齢給付は全額支給し、現行との差額を遺族給付として支給となります。

②離婚時の取り扱い

・離婚時の厚生年金の分割(平成19年4月～)

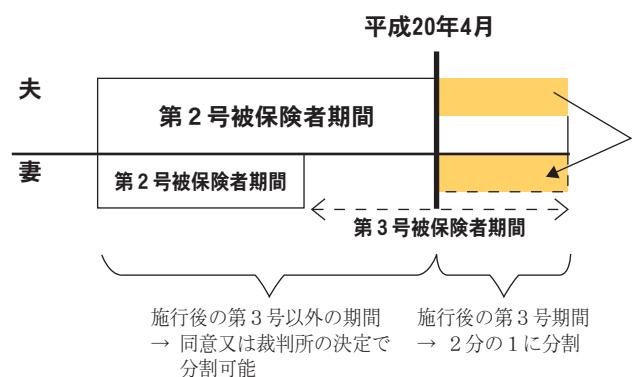
配偶者の同意又は裁判所の決定にて離婚時に厚生年金(保険料納付記録)を分割可能

平成19年4月以降に成立した離婚が対象となり、分割は厚生年金の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しません。

・第3号被保険者期間の厚生年金の分割(平成20年4月～)

配偶者(第3号被保険者)のいる者の保険料は夫婦が共同で負担したとの基本的認識

離婚等の場合に、平成20年4月以降の第3号被保険者期間については、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できます。



③第3号被保険者の特例届出(平成17年4月～)

第3号被保険者の届出は配偶者の会社が手続きすることになっていますが、平成14年3月以前は第3号被保険者自身の届出でした。未届による未納期間を、特例的に届け出ることにより、保険料納付済期間とする救済措置が実施されます。

先日、「任意加入して国民年金保険料を納めていたのは間違ったのでしょうか」と質問されました。昭和61年3月以前の期間の話です。「その後保険料を納めなくても老後に年金が受給できる第3号被保険者になりました」と話は続きました。私たちの年金手帳にはそれぞれが歩んできた人生の道筋が記録されているようで、そして時代と共に様変わりしてきた私たちのライフスタイルに、必死で追いつこうとしているかのような年金制度です。



市町村から こんにちは

尾鷲市

尾鷲市市民サービス課の泉さんにお聞きしました。



▲天満浦100人会のみなさん

尾鷲市の男女共同参画担当部署

市民サービス課

〒519-3696 尾鷲市中央町10-43

TEL : 0597-22-3399 FAX : 0597-23-8165

●尾鷲市の男女共同参画推進状況は？
「尾鷲市男女共同参画推進条例（仮称）」について、地域における男女共同参画の現状把握や条例の必要性などを市民とともに考え、条例制定に向けて周知を図るとともに機運を高めていくことができればと思っています。

●今後の展望は？
平成一四年に策定した尾鷲市男女共同参画社会推進プランも折り返し地点！ 社会情勢もめまぐるしく変化する中、平成十九年のプランの見直しを前に、今まで振り返り未来像を描きながら柔軟に対応していかなければと考えています。

●目玉イベントなどのPRをどうぞ！
熊野古道の世界遺産登録で、尾鷲市へもたくさんの方々が来訪者が期待され、若男女問わず、地域住民がさまざまな方法で盛り上げようと頑張っています。男女共同参画だからといって大きなイベントを行うのではなく肩肘張らず、生活していくなかに必要なエッセンスとして男女共同参画が組み込まれた住民とのまちづくりを進めています。

相談室だより

DV防止法(平成16年12月2日施行)の主な改正点

DV防止法が改正されました。DV被害者支援に尽力され、また、県内でもDVセミナーやフォーラムの講師等でご活躍いただいているフェミニストカウンセラーの井上摩耶子さんに専門的な見地から要点をまとめていただきました。

1.「暴力」の定義 身体的暴力だけでなく、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」として心理的暴力や性的暴力を含むものとされました。また、婚姻中の配偶者からの暴力のみならず離婚後の元配偶者からの暴力も含まれます。

2.保護命令について ①現行法どおりで身体的暴力のみが対象とされ、「脅迫」も含まれませんでした。拡充された点は、②身体的暴力を受けた後に離婚した元配偶者に対しても発令されます。③被害者が未成年の子どもと同居していて、配偶者にその子を連れ戻すような言動がある場合に、被害者が配偶者との面会を余儀なくされるのを防止するために、被害者への接近禁止命令とあわせて子どもにも発令されます。④退去命令の期間が2ヶ月に拡大され、さらに退去命令の出された共同住居付近を配偶者が徘徊することを禁止しました。また、一定の要件を満たす場合には退去命令の再度の申立もできます。⑤再度の申立手続きに関して、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談している場合には、公証人面前宣誓供述書が不要になります。

3.国及び地方公共団体の責務を拡充 ①配偶者からの暴力の防止のみならず、被害者保護としての「自立支援」を明記しました。②国は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を推進するために、総合的な「基本方針」を定め、都道府県はこの「基本方針」に即して施策実施に関する「基本計画」を定めなければなりません。

4.配偶者暴力相談支援センター ①都道府県の施設のほか、被害者に便利なように、身近な市町村の適切な施設においてもセンター機能を果たすことができるようになりました。②被害者の自立を促進するため、就業の促進、住宅の確保、援助等に関する制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの具体的な自立支援の業務内容を明記しました。③暴力防止と被害者保護に関わる活動を行っている民間団体との連携に努めるとしています。

以上が主な改正点ですが、被害者の「自立支援」が明記されたところに前進がみられるのではないでしょうか。施策の完全実施を期待したいと思います。

(ウィメンズカウンセリング京都 井上摩耶子)

Review

6.12-26



6月12日から全3回(毎週土曜)、男性講座一般コース「あなたの居場所はありますか?」(講師:中村彰さん)を開催しました。定年に焦点をあてた講義・ワークのほか、コーヒーブレイクや調理実習も行いました。

6.25



地域の子育てリーダー養成講座公開講座(講師:森下久美子さん)を開催、満員の参加者が熱心に耳を傾けました。

7.9

地域の子育てリーダー養成講座の現地調査として亀山市子育て支援センターあいあいっこと名張市こども支援センターかがやきを見学しました。



8.7・8



総合文化センター子どもむけイベント「M祭」(今年のテーマは昆虫)で、昨年度に続きウォークラリー「やっほ~!フレンテ宝島2」を開催、大型パズルやCD-ROM体験などに1,300名が参加し、男女共同参画について楽しく学習しました。

Preview

11.13-27

男性講座一般コース受講者募集 “あなたの居場所はありますか?”

前期と同様、中村彰さんを講師に迎え、定年について考えます。もうじき定年という方も定年を迎えた方も、肩書きを外した生き方について考えてみませんか?

- 時間: 10:00~12:30
(11/20は13:00)
- 場所: フレンテみえ1F生活工房ほか
- 講師: 中村彰さん
(メンズセンター運営委員長)
- 定員: 20名(先着順)
- 対象: 県内在住・在勤・在学の男性
(原則3回とも参加できる方)
- 託児: 500円(1才半~就学前)
- 料費: 1,500円(調理実習等)
- 申込: フレンテみえへ
(059-233-1130)

11.20・27

「自分で守ろう!性とからだ」 講演会とセルフディフェンス 講座参加者募集

「守る」をキーワードに、2週にわたり、健康を守るために産婦人科医師による講座と、暴力から自分を守るために実技講座を開催します。夜間講座です。

- 時間: 19:00~20:30
- 場所: フレンテみえ3Fセミナー室C
- 講師: 金丸恵子さん、矢野ゆきさん
- 定員: 20名(先着順。原則2回とも参加できる方)
- 対象: 県内在住・在勤・在学の女性
- 託児: 500円(1才半~就学前)
- 申込: フレンテみえへ
(059-233-1131)

11.26

フレンテみえ『子育て支援』 公開講演会参加者募集

平成14年度から開催してきた「地域の子育てリーダー養成講座」の集大成として、大日向雅美さんを講師に迎え、公開講演会を開催します。

- 時間: 13:30~15:00(開場13:00)
- 場所: フレンテみえ1F多目的ホール
- 講師: 大日向雅美さん(恵泉女学園大学人文学部教授・同大学院教授、東京都港区子育てひろば「あい・ぽーと」施設長)
- 定員: 300名(先着順)
- 託児: 1,000円(0才~就学前)
- 申込: フレンテみえへ
(059-233-1130)

Pick Up

ウィーン関連情報を 展示します

総合文化センター十周年記念事業のひとつとして、文化会館のウィーン・フィル演奏会にあわせてフレンテみえの情報コーナーでウィーンに関する情報を展示します。

日本まんなか共和国 男女共同参画サミット参加者募集!!

入場無料・託児有。お申込は10月10日(日)までにフレンテみえまで。皆様ぜひご参加ください。

○10月30日(土)13:30~16:30【フレンテみえ他】

<4県女性リーダー代表による意見発表と意見交換>

○10月31日(日)

<記念講演>10:00~11:45【中ホール】

「未来社会へ希望のステップ~男女共同参画社会の将来展望~」講師:玄田有史さん(内閣府・男女共同参画社会の将来像検討会委員)

<分科会>12:45~14:45【フレンテみえ他】

- ①「幼児期から思春期までの子育て」
 - ②「あらゆる世代の男女の人権」
 - ③「働き方を選べる社会」
 - ④「男女共同参画の視点で進める地域づくり」
- 特別「サミットのあり方と今後の展望」

<全体会>14:55~16:00【多目的ホール】

意見交換会と分科会の報告とサミット宣言

-----切り取り線-----

■情報誌「Frente」についておたずねします。

1. どれくらいの頻度で読みますか?

- 初めて読む 時々読む 毎号読む

2. この号を、どこで手に入れましたか?

三重県総合文化センター内
フレンテみえ 文化会館 生涯学習センター 県立図書館
県庁・県民局・市町村役場
図書館 病院 ホールなど公立文化施設
個人登録・団体登録 その他直送
その他()

3. 興味をひかれたものは何ですか?(複数可)

- 表紙・デザイン Report Challenge Focus
市町村からこんにちは 相談室だより
Review・Preview 地域イベント情報 Book&Video
フレンテみえから 読者のみなさんから
その他()

4. 内容はどうでしたか?

- 満足 ほぼ満足 やや不満 不満

5. ご感想や取り上げて欲しいテーマをお聞かせ下さい。

ありがとうございました。

フレンテみえ ふち 報告

日本まんなか共和国
男女共同参画サミット近づく!

滋賀県、福井県、岐阜県と行われてきた日本まんなか共和国男女共同参画サミットが今年は三重県で10月30日、31日に開催されます。このサミットに向け、23名の実行委員(公募)は準備に大忙し。いろんなアイデアを出し合い、より良いものにしようとがんばっています。

切り取り線
郵便はがき

514-8790

三重県津市一身田上津部田1234

三重県総合文化センター
三重県男女共同参画センター 行

料金受取人払
津中央局承認
1074

差し出し有効期限
平成17年7月30日
まで(切手不要)

住所

氏名

年齢

男・女

歳

フレンテみえ登録団体の方は団体ID・団体名をお願いします

ID

団体名

職業(学校名)

地域イベント情報

男女共同参画 松阪フォーラム
～人・街・夢の集い～ 今、この時を心豊かに生きてみませんか

家庭・職場・地域等あらゆる場面で男女が良きパートナーシップを築き、より良い未来を描くために「松阪フォーラム ～人・街・夢の集い～」を開催します。

日 時：11月6日(土) 10時00分～15時30分

場 所：松阪市産業振興センター

内 容：ほのぼのフォトコンテスト入賞作品展示やバザー、コント「男女共同参画」、分科会など

託児・手話：必要な方は、10月22日(金)までに下記へご相談ください。

問合先：松阪フォーラム実行委員会事務局
(松阪市役所男女共同参画室内)TEL 0598-53-4339

仕事と家庭を考えるセミナー

(株)ニッセイ基礎研究所の武石恵美子さんの講演や企業の発表、最新情報紹介を行います。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定に関する個別相談会(要予約・1企業30分、10:30～16:30)も実施。

日 時：16年11月30日(火) 13時30分～15時45分

場 所：フレンテみえ

主 催：三重労働局、三重県、(財)21世紀職業財団三重事務所

参加料：無料

定 員：先着100名(申込締切11月24日(水))

申込先：三重労働局雇用均等室

TEL : 059-226-2318

Book & Video

情報コーナーで貸し出しています。



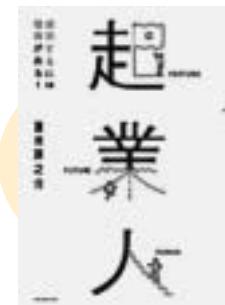
「赤毛のアン」の秘密

日本で人気の赤毛のアン。モンゴメリの生涯と創作過程を追跡、男勝りの少女の成長物語と戦後日本の女性の内面の関係を論じる。

著 者 小倉 千加子

出 版 岩波書店

出版年 2004年3月



起業人

成功するには理由がある！

夏目房之介がITベンチャー創業者23人にインタビュー。起業人の人間学。

著 者 夏目房之介

出 版 メディアセレクト

出版年 2003年12月

フレンテみえからのお知らせ

●情報コーナー開館時間の延長について

10月より情報コーナーの開館時間が夜7時までになります。照明も増設し快適に書籍や新聞の閲覧をしていただけるようになりました。仕事や学校の帰りにぜひお立ち寄りください。

てんとうむし
バッジがあたる！

●読者アンケートのお願い

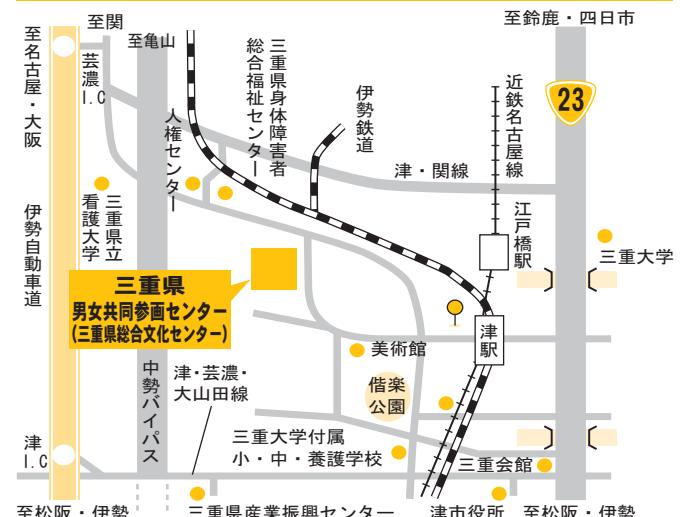
Frenteは平成15年度からそれまでの『啓発型』情報誌から『情報発信型』情報誌にリニューアルし、開催した講座の報告やチャレンジしている方の紹介、地域情報など多彩な情報を発信しています。

よりよい内容にするためにぜひ読者アンケートにご協力ください。ご回答いただいた方のなかから抽選で10名様に、「てんとうむしピンバッジ」を差し上げます。

✉ 読者のみなさんから

「もっと色々なところでFrenteが手に入るといい」というご意見をいただき、次の病院にご協力いただけたことになりました。17号よりロビー等に設置しています。ぜひご利用ください。桑名市民病院、市立四日市病院、亀山市立医療センター、国立療養所三重病院、三重大学医学部附属病院、松阪市民病院、松阪中央病院、大台厚生病院、伊勢市立伊勢総合病院、南島病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、名張市立病院。

三重県男女共同参画センターまでの案内



MIE CENTER FOR THE ARTS
三重県総合文化センター

三重県男女共同参画センター フレンテみえ

〒514-0061三重県津市一身田上津部田1234番地

TEL : 059-233-1130 FAX : 059-233-1135

URL <http://www3.center-mie.or.jp/center/woman/>
e-mail : frente@center-mie.or.jp